

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改正案		別表		現行	
路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市米原千四百四十一番まで	二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市米原字腰越百九十七番三まで	二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市米原千四百四十一番まで	二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市米原千四百四十一番まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四十八号	仙台市青葉区大町二丁目十三番十二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで	四十八号	仙台市青葉区本町三丁目九番二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで	四十八号	仙台市青葉区大町二丁目十三番十二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで	四十八号	仙台市青葉区大町二丁目十三番十二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五十七号	大分市中央町四丁目五番から宇城市三角町三角浦字首入千百五十九番四十三まで及び島原市湊町四番から長崎市江戸町二番二まで	五十七号	大分市中央町四丁目十番から宇城市三角町三角浦字首入千百五十九番四十三まで及び島原市湊町四番から長崎市江戸町二番二まで	五十七号	大分市中央町四丁目五番から宇城市三角町三角浦字首入千百五十九番四十三まで及び島原市湊町四番から長崎市江戸町二番二まで	五十七号	大分市中央町四丁目五番から宇城市三角町三角浦字首入千百五十九番四十三まで及び島原市湊町四番から長崎市江戸町二番二まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
百三十九号	富士市蓼原字用水堀東七百二十五番一から大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで（富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。）	百三十九号	富士市青島町三十七番から大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで（富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。）	百三十九号	富士市蓼原字用水堀東七百二十五番一から大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで（富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。）	百三十九号	富士市蓼原字用水堀東七百二十五番一から大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで（富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
百九十一号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町大字北宇賀字箕ノ腰千四百二十番一まで、長門市西	百九十一号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町大字北宇賀字箕ノ腰千四百二十番一まで、長門市西	百九十一号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町大字北宇賀字箕ノ腰千四百二十番一まで、長門市西	百九十一号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町大字北宇賀字箕ノ腰千四百二十番一まで、長門市西

(略)	二百三号	(略)	深川字四ノ椎ノ木道祖五百八十七番一から益田市中吉田町二百八十一番二まで及び広島市安佐北区可部南一丁目二百二十番六から同市中区大手町四丁目七番まで
(略)	唐津市和多田西山四千五百四十四番一から佐賀市日の出二丁目四十六番一まで	(略)	
(略)	二百三号	(略)	深川字四ノ椎ノ木道祖五百八十七番一から益田市中吉田町二百八十一番二まで及び広島市安佐北区可部七丁目三百十一番一から同市中区大手町四丁目七番まで
(略)	唐津市東町十三番から佐賀市日の出二丁目四十六番一まで	(略)	